

「女性センター ブーケ21」の名称変更等について

1 変更名称

中央区立男女平等センター ブーケ21

- 施設の設置目的である「男女平等社会の実現」を表す。
- 政策的な用語である「男女共同参画」ではなく、普遍的な人権の意味としての「男女平等」を名称に掲げる。
- 「男女平等」は、性差による差別を行わない趣旨から性的少数者など性の多様性についても広く包含する。

2 前回の推進委員会での意見を踏まえた変更点

- 「男女平等」を残す。
条例の目的であり、施設の性質、存在意義を示す必要があることから名称に残す。「ジェンダー」という用語もあるが、認知度、誰もが理解できる名称を使用する。
- 「推進」を削ることとする。
名称が長くなることや現在も「女性センター」としていること、セミナー、講演会等の事業を通して男女平等を推進する施設であることをアピールすることはできるため、名称から削る。
- 施設の設置目的を簡潔に示す「男女平等センター」とする。

3 事業の追加

施設が単なる貸館ではなく、事業を実施する事業館であることを明確化する。

開設当初は、区民に学習や交流の機会と場を提供し、併せて情報や相談の機能を備える施設として、貸館的性格が強かったが、現在では、団体主催事業も含めて様々な事業を主催して行っており、男女平等・共同参画の拠点施設として事業館の性格を明確にする。

【案】

第〇条 男女平等センターは、次に掲げる事業を行う。

- ① 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。
- ② 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進に関すること。
- ③ 男女平等に係る相談に関すること。
- ④ 女性の社会参画の支援に関すること。
- ⑤ 多様性を尊重する社会の推進に関すること。
- ⑥ 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

4 今後のスケジュール

- ~12月 内部調整
- 1月~3月 議会報告 条例改正
- 令和5年4月1日 名称変更

参考 前回資料 抜粋

1 変更理由・背景

- 女性センターは、女性の地位向上と社会参加の促進により男女平等社会の実現を図ることを目的として、平成5年4月に開設され、今年で30年目を迎える施設である。
- 開設からこれまでの間、女性団体の活動支援や女性相談、女性の就労支援、ワーク・ライフ・バランスに向けた事業者への支援などに加え、男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及啓発事業など、女性施策や男女平等に向けた普及啓発はもとより、幅広く男女共同参画社会実現の推進に向けた事業を展開してきた。
- 施設の認知度、利用率といった点においては、長年課題となっている。昨年のアンケート調査の結果では、「利用したことはないが、活動内容は知っている」と「利用したことはなく、活動内容も知らないが、施設があることは知っている」を合計した「認知・非利用者層」の割合は45%、「施設があることを知らない」と回答した「非認知層」の割合は45.8%、いずれも50%に近い数値であり、30年目を迎える施設としては大きな課題である。
- 特に男性についてみると、「施設があることを知らない」と回答した「非認知層」の割合は57%（女性39.6%）と非常に高く、これは前々回（平成24年）の58.1%、前回（平成28年）の58.4%とほとんど変わっていない。
- 本年7月から「男性電話相談」を開始。問い合わせ対応などにおいて、「女性センター」という施設名を聞いて、男性に寄り添ってない、女性目線での相談になるのではないかなど、男性相談者が躊躇するようなことがないようにすることも必要。
- 男女共同参画社会の実現を目指していくに当たっては、その意義や取組について男性の立場や視点からも理解を深められるよう広くアピールしていくことが施設の目的であり役割である。セミナーや講演会などに男性の参加を積極的に働きかけ、男女平等に向けた大きな課題であるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）の改善につなげていく。
- 施設の団体利用についても、女性団体に加えて幅広い利用を促すため、新たな制度の創設に取り組む必要がある。

2 設置目的

女性の地位向上と社会参加を促進することにより、男女平等社会の実現を図るため

⇒女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、男女平等社会の実現を図るため

男女平等社会の実現を図るための施設であることを明確にするとともに、「女性の地位向上と社会参加の促進」を男女平等社会の実現への手段としていた規定を、引き続き取り組むべき女性施策の目的とすることによって、2つの目的を持つ施設とする。

